

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年7月1日25京整第232号一7で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、別表の「開示妥当と判断した部分」は、開示すべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

(1) 異議申立てに係る対象公文書

異議申立てに係る対象公文書は、実施機関が行った県道〇〇線の緊急地方道整備事業及び道路改良事業（以下「本件事業」という。）の用地買収に係る用地交渉記録（以下「本件公文書1」という。）及び補償金算定表等（以下「本件公文書2」といい、本件公文書1と併せて「本件公文書」という。）である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、本件公文書のうち、別表の非開示部分欄に掲げる情報について、条例第7条第1項第1号（個人情報）及び第4号（行政運営情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する部分開示決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成25年6月13日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成25年7月1日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成25年7月16日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 県は、道路拡張工事、用地買収計画の予定がある場所にわざわざ新築の家屋又は営業所を建てることに対して、何の疑問、違和感もないのか。〇〇氏及び〇〇氏は、〇〇や県土整備事務所から情報を入手し、当県道の道路改良工事が行われることを以前から知った上で新たにその土地に住み着いたり、わざと道路沿いに家を建てたりと、多額の補償金目当ての行動だと思わざるを得ず、事実関係を明らかにしなければ、県民感情として到底納得いくものではない。
- (2) 〇〇氏及び〇〇氏の用地買収について不信な点が多く、交渉内容がほとんど黒塗りされていて全く意味がない。交渉内容を一言一句公表しないことに不信感がある。交渉内容又は補償金額についてきちんと公開していただき、事の真偽を確かめたい。税金である用地買収、補償費は私達県民、住民の財産であり、その使途、金額、内容を知る権利がある。条例第1条でも県民の知る権利を明記している。個人のプライバシーの問題もあると思うが、開示することによってどちらが有益であるか考えていただきたい。
- (3) 開示されたのは、わずかに用地費に関する部分だけである。用地費だけでなく補償費についても、私たち県民の税金を予算措置する以上、税の無駄遣いを正すため明らかにする必要があるし、知る権利もある。個人情報とはいえ、ほとんどが黒塗りで提出されればますます疑わざるを得ず、余計に怪しまれるのではないか。金額も大きく、看過できない。やましい点がなければ正々堂々と公開すればよい。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件決定について

公文書開示請求に対して、条例第7条第1項第1号及び第4号該当部分を除いて、本件決定を行ったものである。

(2) 条例第7条第1項第1号該当部分について

ア 本件公文書1について

本件公文書1には、地権者及び職員等の交渉出席者の氏名が記載されている。

このうち、地権者及び職員以外の交渉出席者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、非開示とした。

イ 本件公文書2について

本件公文書2には、土地等権利者の住所及び氏名、買収用地の所在並びに用地費及び補償費の合計額等が記載されている。

このうち、補償費の区分及び補償額に関する情報並びに用地費及び補償費の合計額は、個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、非開示とした。

用地費は、土地登記簿で所在等を確認でき、土地価格についても一般人が容易に見当を付けることができるものであるため、開示とした。

しかし、補償費の区分及び補償額に関する情報は、開示情報である用地費とは異なり、権利者の補償建物等について一般人が補償価格の見当を付けることができるものではなく、公表されている情報とはいえないため、条例第7条第1項第1号のただし書イに該当しない。

用地費及び補償費の合計額については、用地費と照合することにより、補償費が識別することができるため、補償費の区分及び補償額に関する情報とともに非開示とした。

(3) 条例第7条第1項第4号該当部分について

ア 本件公文書1について

本件公文書1は、本件工事に伴う土地等権利者ごとに行われる用地交渉の記録で、相手方の資産、権利関係、個人的な事情、その交渉内容及び交渉後の措置等の内容等が記載されている。

用地交渉とは、その交渉内容を交渉相手以外には公にしないことを前提とした上で進めているものであり、権利者との用地交渉に当たっては、公共事業の用地買収等が一般的な商取引とは異なり、代替性のないものを買収し、補償するものであることから、慎重かつ厳格な手続の下に進めているところである。そしてそのためには、権利者との間で構築された信頼関係を維持していくことが、円滑かつ適切な用地交渉を進めていく上では重要な要素である。

仮に交渉内容が公にされるとなれば、一般的に秘匿しておきたい機微に触れる個人情報明らかになってしまうと県民に認識され、今後公共事業の実施に伴って用地補償を受けることとなる県民の中に、個人の情報が将来公になることを嫌って、用地交渉自体を拒むものも出てくる等、用地交渉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであると考えられるため、非開示とした。

交渉後の措置等に記載されている内容についても、交渉内容の説明や問題点、交渉に関する今後の方針が記録されており、交渉内容の一部であるため、交渉内容と同様に、用地交渉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであると考えられるため、非開示とした。

イ 本件公文書2について

本件公文書2には、用地費及び補償費の内容に関する補足並びに補償額の有効期限が記載されている。これらの情報は、用地交渉の内容と密接に関連するものであり、用地交渉と同様に、用地交渉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであると考えられるため、非開示とした。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

ア 本件公文書1について

本件公文書1は、福岡県県土整備部公共用地取得事務取扱要領（昭和47年10月6日47用第276号。以下「事務取扱要領」という。）第39条の規定に基づき、土地等の権利者で行った交渉の経過その他必要と認められる事項を記録した文書である。

本件公文書1には、実施機関が本件事業の実施に当たり、土地等の権利者で行った用地交渉の日時、場所、相手方の氏名、担当者氏名、交渉内容及び交渉後の措置等のほか、実施機関の決裁欄、事業名、路線名及び事業箇所等が記載されている。

イ 本件公文書2について

本件公文書2は、事務取扱要領第38条の規定に基づき、土地等の権利者と補償額の協議を行うに当たって、当該補償額の内容、支払条件等について説明するとともに、土地及び建物移転等の補償額を土地等の権利者に提示するため作成した文書である。

本件公文書2には、土地等の権利者の住所及び氏名、買収用地の所在、地目、買収面積、買収単価及び用地費の金額、建物等の補償項目、補償項目に応じた補償額及び摘要並びに用地費及び補償費の合計金額のほか、補償額の提示年月日、補償額に関する有効期限及び特記事項等が記載されている。

(2) 条例第7条第1項第1号該当性について

ア 条例第7条第1項第1号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を非開示とすることを定めたものであるが、これらの情報が記録されていても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしている。

イ 同号ただし書イは、「法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、個人情報に該当する場合であっても、あえて非開示にして保護する必要性に乏しく、ただし書により、同号の非開示情報から除くこととしたものである。

「公にされ」とは、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の情報である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では限られた少数の者しか知り得る状態にない場合には、「公にされ」ている情報とはいえない。

ウ 同号ただし書ロは、非開示情報該当性の判断に当たっては、開示することにより得られる利益と開示されないことにより保護される利益との調和を図ることが必要であることから、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性と公にすることにより害され

るおそれのある個人の権利利益とを比較衡量し、前者が後者を上回るときに開示が義務付けられることになるものである。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

エ 本件公文書 1 に記載されている土地等権利者及び実施機関職員を除く個人の氏名等は、特定の個人が識別される情報であるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号本文に該当する。

オ 本件公文書 2 に記載されている情報のうち、実施機関が非開示とした部分は、特定個人の資産についてどのような補償が行われたかを記載したものであり、これらの情報は、個人の所得又は財産に関する情報であって、その全てが一まとまりの個人情報を構成していると認められ、条例第 7 条第 1 項第 1 号本文に該当する。

カ しかしながら、当審査会が実施機関に確認したところ、本件事業に係る事業計画は既に公表され、事業計画図面等から判断すれば、建物が移転対象であることは容易に把握できるとのことであり、また、一般的に建物が移転対象となれば、建物に付随する工作物等についても移転の対象になると認められることから、建物移転に伴う補償項目が記載されている本件公文書 2 の補償費の区分欄及び項目欄は、同号ただし書イに該当する。

キ なお、異議申立人は、実施機関が非開示とした部分について、公益的見地から開示する必要がある旨主張しているが、実施機関が非開示とした情報は、一般に高度の秘匿性が求められると解される個人の財産等に関する情報と認められることから、条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書ロに該当する情報としてこれを開示することが、申立人の主張する公益的な目的に資するとまでは認められず、これらの情報を開示することにより保護される利益が、これを非開示とすることにより保護される利益に比して、優越するものとはいえないことから、同号ただし書ロには該当しない。

そして、実施機関が同号により非開示としたその余の部分については、公益的見地から開示することが必要と認められる同号ただし書ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、実施機関が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとして非開示とした情報のうち、別表の「開示妥当と判断した部分」は、開示すべきである。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 4 号該当性について

条例第 7 条第 1 項第 4 号は、県等の機関が行う事務又は事業の情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを非開示とすることとしている。そして、同号に規定

する「支障のおそれ」の「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

ア 土地等権利者との交渉内容に関する情報について

(ア) 本件公文書1に記載されている情報のうち、実施機関が非開示とした部分は、実施機関が本件事業の実施に当たり、土地等の権利者に行った用地交渉の内容並びに実施機関が行った交渉内容に関する措置及び交渉内容に対する検討事項等が記載されている。

(イ) 公共事業の用地買収等は、一般的な商取引とは異なり、代替性のないものを買収し、補償するものであることから、慎重かつ厳格な手続の下に進められるべきであり、そのためには、土地等権利者との間で構築された信頼関係を維持していくことが、円滑かつ適切な用地交渉事務を進めていく上では重要な要素であると認められる。

(ウ) このような情報は、公にすることにより、本件事業に係る土地等権利者との信頼関係が損なわれ、本件事業への協力が得られなくなるだけでなく、一般的に秘匿しておきたい機微に触れる個人情報明らかになってしまうと県民に認識されることで、今後の公共事業の実施に伴って用地買収等を受けることとなる県民の中に、自己の個人情報が将来公になることを嫌って、用地交渉自体を拒む者も出てくる等、用地交渉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第1項第4号に該当する。

(エ) しかしながら、これらの情報のうち、交渉の日時、場所及び次回の交渉日時に関する調整部分並びに標題及び実施機関が行った本件事業に関する説明等の一部については、用地交渉の日時又は用地交渉における一般的な説明事項を記載したものであり、公にすることにより、本件事業に係る土地等権利者との信頼関係が損なわれ、また、今後の公共事業の実施に当たって、用地交渉を拒む者が出てくる等、用地交渉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められないため、同号には該当しない。

イ 特記事項欄について

本件公文書2の特記事項欄には、事務取扱要領第38条に規定する様式で定められた事項が記載されていることから、公にすることにより、実施機関が行う用地交渉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められないため、条例第7条第1項第4号には該当しない。

以上のことから、実施機関が条例第7条第1項第4号に該当するとして非開示とした情報のうち、別表の「開示妥当と判断した部分」は、開示すべきである。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の部分開示決定の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

条例第7条第1項第1号該当部分

対象公文書	非開示部分	審査会の判断	
		第1号該当性	開示妥当と判断した部分
本件公文書1	・土地等権利者及び実施機関職員を除く個人に関する情報 土地等権利者及び実施機関職員を除く個人の氏名	非開示妥当	/
本件公文書2	・土地等権利者への補償費に関する情報 建物移転等の補償項目、補償項目に応じた補償額及び摘要並びに用地費及び補償費の合計金額	一部開示	補償費の区分欄及び項目欄

条例第7条第1項第4号該当部分

本件公文書	非開示部分	審査会の判断	
		第4号該当性	開示妥当と判断した部分
本件公文書1	・土地等権利者との交渉内容に関する情報	一部開示	交渉の日時、場所及び次回の交渉日時に関する調整部分並びに標題及び実施機関が行った本件事業に関する説明等の一部
本件公文書2	・特記事項欄	開示	全て